

市議第1号

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を国と岐阜県に求める意見書について

上記の議案を各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月6日提出

提出者	各務原市議会議員	塚原 甫
賛成者	〃	小島 博彦
賛成者	〃	黒田 昌弘
賛成者	〃	古川 明美
賛成者	〃	瀬川 利生
賛成者	〃	池戸 一成

提案理由

国及び岐阜県に対し、多額の費用を要するPFAS対策への十分な財政支援や、全国的な疫学研究の実施によるリスク評価の確定などを要望するため、この意見書を提出しようとする。

各務原市議会議長 川 嶋 一 生 様

## 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を国と岐阜県に求める意見書

環境省の調査等において、全国各地の水道水源等で暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（以下「PFAS」という）が検出され、またそのことが広く報道されている。

そのような状況の中、当市の水道水源においても PFAS が検出されており、現時点では代替水源もないことから、緊急的かつ暫定的に多額の費用をかけ PFAS の濃度低減対策を行っている。さらに、今後中期的対策として国内初のイオン交換樹脂を利用した浄水処理施設を整備することとしており、この施設整備には概算で建設費が 17 億円程度、維持管理費が年間 8 千万円程度と多額の費用が必要であると見込んでいる。これは、市民の健康のため、また市民の不安感を拭うためには必要ではあるが、一方で当市の財政に影響を与えることになりかねない。

次に市民の健康及びその不安感に関して、PFAS は発がん性等の健康リスクが指摘されている一方で、水道水等における暫定目標値は定められているものの健康に影響を及ぼす正確なばく露量等は定かではないなど、国によるリスク評価は現在のところ確定していない状況にある。

よって、国と岐阜県に対し、下記の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 PFAS 対策のためには多額の費用が必要となることを踏まえ、国及び岐阜県は財政支援等を十分に行うこと。また、岐阜県は国に対して財政支援要望を行うこと。
- 2 国において全国的な疫学研究を実施し、リスク評価を確定すること。また、岐阜県は地域保健に対し大きな役割を担うとともに、当市にはない権能を備えていることを踏まえ、岐阜県民である当市市民の健康不安を取り除くよう努め、国に対して疫学研究の進展に関する要請等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 6 日

岐阜県各務原市議会  
議長 川嶋 一生

衆参両議院議長  
各関係行政庁 宛